

多古町公告第78号

多古町の農業の振興に関する計画の策定について

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林水産省令第45号）第4条の5第1項第27号の規定により多古町の農業の振興に関する計画を策定するので、同条同項同号ロの規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年 6月10日

多古町長 平山 富子



1 縦覧に供する書類の名称

多古町の農業の振興に関する計画策定案

2 縦覧期間 自 令和7年 6月10日

至 令和7年 7月10日（公告開始日の翌日から30日間）

3 縦覧場所 多古町役場産業経済課（香取郡多古町多古584番地）

4 意見書の提出

本町の住民は、この案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。

（1）提出先 多古町役場産業経済課（香取郡多古町多古584番地）

FAX 0479（76）7144

メールアドレス t-sangyoukeizai@town.tako.chiba.jp

（2）提出方法 持参、郵送、ファックス又は電子メールによる。

（3）提出期限 令和7年 7月10日（縦覧期間満了日）

（4）その他留意事項

ア 意見書の様式は任意とするが、提出年月日、提出者の住所、氏名を必ず記載すること。

イ 提出された意見書については、要旨を取りまとめ処理結果を公告する。